

## 議案第10号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

#### 1 取得する財産

##### 建物

所在 佐倉市西志津七丁目2番1号（佐倉市立西志津小学校敷地内）

構造 軽量鉄骨造 地上2階建て

延床面積 967.14㎡

#### 2 取得の方法

随意契約による買入れ

#### 3 取得に要する金額

43,998,900円

#### 4 取得に係る相手方

佐倉市大作二丁目2番地2

東海リース株式会社千葉支店 支店長 緒方 浩一郎

令和3年6月7日提出

佐倉市長 西田 三十五